

介護と介護事業の両輪から、その人らしい暮らしと人生を応援する！  
「学び」「共感」「モチベーション」をもたらす研修シリーズ

# 2時間で速習！ 法定研修全分野＆ 介護職の基本見直し講座2026

■虐待防止／身体拘束防止／感染症対策／BCP  
認知症ケア／接遇・社会人基礎／対人援助の基本等

天晴れ介護サービス総合教育研究所 株式会社  
代表取締役 榊原 宏昌

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

1

## 講師プロフィール

- ◎昭和52年、愛知県生まれ 介護福祉士、介護支援専門員
- ◎京都大学経済学部卒業後、平成12年、特別養護老人ホームに介護職として勤務
- ◎社会福祉法人、医療法人にて、生活相談員、グループホーム、居宅ケアマネジャー、有料老人ホーム、小規模多機能等の管理者、新規開設、法人本部の実務に携わる
- ◎15年間の現場経験を経て、平成27年4月「介護現場をよくする研究・活動」を目的に独立
- ◎著書、雑誌連載多数。講演、コンサルティングは年間400回を超える
- ◎ブログ、facebook、毎朝5:55のライブ配信など毎日更新中
- ◎YouTubeや動画ライブラリーでは500本以上の動画を配信
- ◎介護と介護事業を守り、よくする！「事業経営&教育インフラ」リーダーズ・プログラム（年会費制）主催
- ◎4児の父、趣味はクラシック音楽、温泉&サウナ、神社仏閣巡り
- ◎天晴れ介護サービス総合教育研究所 <https://www.appare-kaigo.com/> 「天晴れ介護」で検索



- 日本福祉大学 社会福祉総合研修センター 兼任講師
- 全国有料老人ホーム協会 研修委員 ■稲沢市 地域包括支援センター運営協議会委員
- 7つの習慣®実践会 認定ファシリテーター
- 出版実績：中央法規出版、日総研出版、ナツメ社、その他10冊以上
- 平成20年第21回GEヘルスケア・エッセイ大賞にてアーリー・ヘルス賞を受賞
- 榊原宏昌メールアドレス sakakibara1024@gmail.com

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

2

# 介護と介護事業の両輪から その人らしい暮らしと人生を応援する



- facebook、ブログ、YouTubeライブ等を毎日更新、情報発信
- メルマガ（日刊:介護の名言、週刊:介護現場をよくする研究&活動通信）
- 公式LINEでも毎日情報発信をしております
- 以上の情報はHP（「天晴れ介護」で検索）より、特典たくさんあります！



3

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

## 天晴れ介護サービスの ミッション・ビジョン・バリュー（MVV）

### ■ ミッション（使命）

- ◎ 介護と介護事業の両輪から  
その人らしい暮らしと人生を応援する
- ◎ 「介護はいい仕事だな」と思える専門職を  
「介護事業はいい事業だな」と思える経営者を  
将来にわたり1人でも多くする

### ■ ビジョン（理想の未来）

- ◎ ケアする人がケアされる循環が当たり前の世界
- ◎ 人同士がお互いに学びあい、気持ちよく支えあう世界
- ◎ 誰もが「いい人生だなあ」と思える世界
- ◎ 2065年、天晴れ介護サービス50周年（約90歳）には  
みんな元気&笑顔で、超高齢社会のピークを乗り切る

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

4

## 天晴れ介護サービスの ミッション・ビジョン・バリュー (MVV)

### ■バリュー (提供する価値)

- ◎介護領域のリーダー&パートナーとして、  
国内外から必要とされる存在になる  
(そうだ、天晴れさんに聞いてみよう!)
- ◎ケアする人がケアされる循環型社会  
人が力を発揮して成果を上げる組織や仕組みを作るための  
知恵を体系化&インフラ化し、自らも実践・率先垂範する  
(困ったら天晴れさんを見てみよう!)
- ◎介護と介護事業のプロと言える法人・人材を  
将来に渡って輩出する  
(天晴れだからこそできる仕事!)

「天晴れ」の由来 



Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

5

## 天晴れ介護サービスの ミッション・ビジョン・バリュー (MVV) AIによる解説音声



<https://drive.google.com/file/d/1oWsFINOzBWZi6O7X3zYUKXGOMX7Nz6xZ/view>

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

6

# 著書・雑誌連載



Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

# Amazon ランキング 4 部門 1 位！

おかげさまで！  
amazon ランキング

4部門  
1位

応援いただき  
ありがとう  
ございました！

ケアする人がケアされる！  
「組織と仕組み作り」編

年間400回超の  
コンサルティングから見た  
人が力を発揮して成果を上げる！  
7つのポイント

Amazon kindleにて  
好評発売中です！

お求めは  
こちらから

「出版記念講演会」も好評開催中！

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

# 本日の内容

2時間で速習！  
法定研修全分野&介護職の基本見直し講座2026

- ◎法定研修とは何か
- ◎虐待防止／身体拘束防止／感染症対策／BCP
- ◎認知症ケア／接遇・社会人基礎／対人援助の基本

# 法定研修とは何か？

- ◎運営基準（＝運営指導の確認項目）
- ◎加算・減算
- ◎介護サービス情報の公表  
※研修項目については実施は義務ではない

# 感染症対策

施設系	居住系	居宅サービス
<b>感染対策委員会</b> ・ 3月に1回以上 ・ 専任の担当者 ※看護師が望ましい ・ 他の会議体と一体可 ・ 施設外の専門家の活用望ましい	<b>感染対策委員会</b> ・ 6月に1回以上 ・ 担当者 ・ 他の会議体と一体可 ・ 施設外の専門家の活用望ましい ・ 以下、他事業者との連携可	<b>感染対策委員会</b> ・ 6月に1回以上 ・ 専任の担当者 ・ 他の会議体と一体可 ・ 施設外の専門家の活用望ましい ・ 以下、他事業者との連携可
<b>指針</b> ・ 平常時の対策 施設内衛生管理 日常ケアの感染対策 ・ 発生時の対応	<b>指針</b> ・ 平常時の対策 施設内衛生管理 日常ケアの感染対策 ・ 発生時の対応	<b>指針</b> ・ 平常時の対策 施設内衛生管理 日常ケアの感染対策 ・ 発生時の対応
<b>研修</b> ・ 年2回以上 ・ 新規採用時には必ず実施 ・ 委託業者へも指針の周知 ・ 記録	<b>研修</b> ・ 年2回以上 ・ 新規採用時には必ず実施 ・ 記録	<b>研修</b> ・ 年1回以上 ・ <u>新規採用時の実施望ましい</u> ・ 記録
<b>訓練（シミュレーション）</b> ・ 年2回以上	<b>訓練（シミュレーション）</b> ・ 年2回以上	<b>訓練（シミュレーション）</b> ・ 年1回以上

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

11

## 法定研修とは何か？

◎運営基準（＝運営指導の確認項目）

◎加算・減算

◎介護サービス情報の公表

◎法人・上司が学ばせたいこと

◎現場の職員が学びたいこと

➤介護職基礎研修と位置付けて計画・実施する

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

12

## 研修の重要性

### ■ 専門職として学び続けることの意義

- 学んでいない専門職、大丈夫ですか？
- 資料を回覧するだけの研修、大丈夫ですか？

### ■ 法人・事業所としての方向を示す

- チームで認識を共有できる
- リーダー等にとっては指導の根拠になる

### ■ 日常業務を振り返る機会になる

- 軌道修正の機会になる

## 本日の内容

2時間で速習！

法定研修全分野&介護職の基本見直し講座2026

◎ 法定研修とは何か

◎ 虐待防止／身体拘束防止／感染症対策／BCP

◎ 認知症ケア／接遇・社会人基礎／対人援助の基本

# 虐待・不適切ケア防止

■介護施設における虐待のニュースを耳にすることが多くなってきています。虐待の可能性のあることは、利用者や家族からしたら不安でしかありません。また、よいケアをしようとして、まじめに働いている職員の働きがいを低下させてしまうことにもなるでしょう。さらには、施設や介護自体のイメージ低下にもつながります。

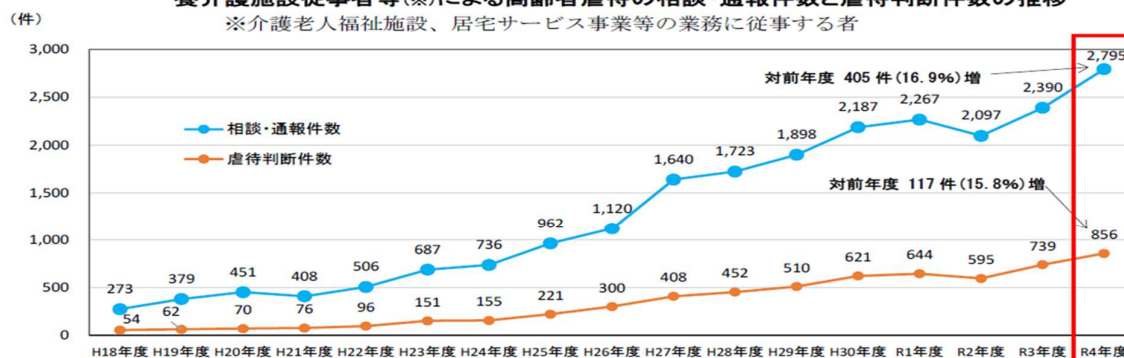
■ただ、人は弱いものです。誰でも虐待を起こすリスクはあると考えます。

■本研修では、「虐待」、虐待につながる「不適切ケア」について、基礎知識や防止の具体策をお伝えします。

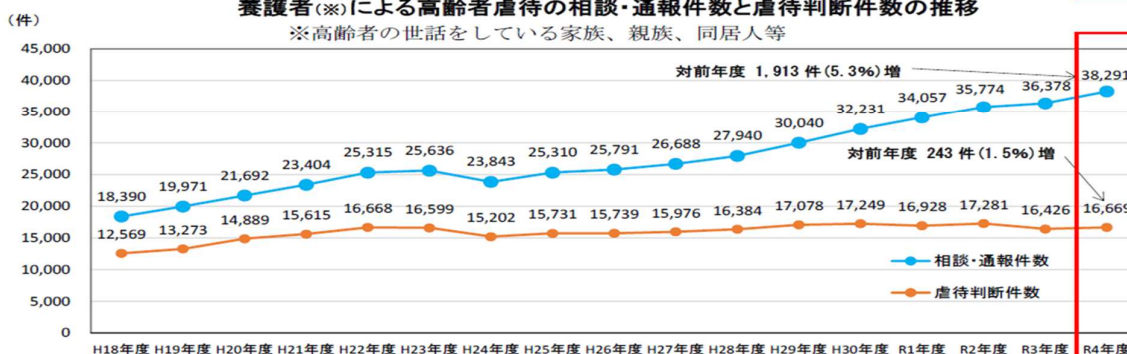
■現場を振り返り、考える機会にして頂けたらと思います。

# 虐待の件数

養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移  
 ※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者



養護者(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移  
 ※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等



# 虐待とは何か

種類	内容	例
身体的虐待	<input checked="" type="checkbox"/> 相手の身体にケガをさせること <input checked="" type="checkbox"/> ケガをする恐れのある暴力	<input checked="" type="checkbox"/> つねる、叩く、蹴る <input checked="" type="checkbox"/> 無理矢理食事を口に入れる <input checked="" type="checkbox"/> 縛る（身体拘束が含まれる）
介護や世話の放棄・放任	意図的であれ結果であれ <input checked="" type="checkbox"/> 衰弱させるような著しい減食 <input checked="" type="checkbox"/> 長時間の放置 <input checked="" type="checkbox"/> 他者の虐待行為を知っていながら放置	<input checked="" type="checkbox"/> 水分や食事を十分に与えない <input checked="" type="checkbox"/> 入浴しておらず汚れ、異臭 <input checked="" type="checkbox"/> ゴミが放置など劣悪な環境 <input checked="" type="checkbox"/> 介護サービスを使わせない
心理的虐待	<input checked="" type="checkbox"/> 著しい暴言 <input checked="" type="checkbox"/> 拒絶的な対応	<input checked="" type="checkbox"/> 怒鳴る、ののしる <input checked="" type="checkbox"/> 失敗などを嘲笑する <input checked="" type="checkbox"/> 子ども扱いする <input checked="" type="checkbox"/> 無視する
性的虐待	<input checked="" type="checkbox"/> 合意なくわいせつな行為をすること、させること	<input checked="" type="checkbox"/> キス <input checked="" type="checkbox"/> 性器への接触 <input checked="" type="checkbox"/> 下半身を裸にして放置 <input checked="" type="checkbox"/> 排泄ケアの際にプライバシーを守らない
経済的虐待	<input checked="" type="checkbox"/> 財産を不当に処分 <input checked="" type="checkbox"/> 不当に財産上の利益を得ること	<input checked="" type="checkbox"/> 必要なお金を渡さない <input checked="" type="checkbox"/> 自宅などを無断で売却 <input checked="" type="checkbox"/> 年金や貯金を本人の意思や利益に反して使う

財団法人医療経済研究機構「家庭内における高齢者虐待に関する調査」（平成15年度）

伊藤亜記「介護職が辞めない職場作り」（秀和システム）を参考に改編

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

17

## 高齢者への虐待発見チェックリスト

☆ 虐待が疑われる場合の高齢者の発する『サイン』として、以下のものがあります。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。これらは例示ですので、この他にも様々な『サイン』があることを認識しておく必要があります。

### 《身体的暴力による虐待サイン》

チェック欄	サイン例
	身体に小さなキズが頻繁にみられる。
	太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。
	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
	頭、顔、頭皮等にキズがある。
	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
	急におびえたり、恐ろしがったりする。
	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
	キズやあざの説明のつじつまが合わない。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。

### 《心理的障害を与える虐待のサイン》

	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
	身体を萎縮させる。
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
	自傷行為がみられる。
	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。

### 《性的暴力による虐待のサイン》

	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	肛門や性器からの出血やキズがみられる。
	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。
	睡眠障害がある。

### 《経済的虐待のサイン》

	年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
	自由に使えるお金がないと訴える。
	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

18

《介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待(自己放任含む)のサイン》

居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
汚れたままの下着を身につけるようになる。
かなりのじょくそう(褥瘡)ができてきている。
身体からかなりの異臭がするようになってきている。
適度な食事を準備されていない。
不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
栄養失調の状態にある。
疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

《家族の状況に見られるサイン》

高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

《地域からのサイン》

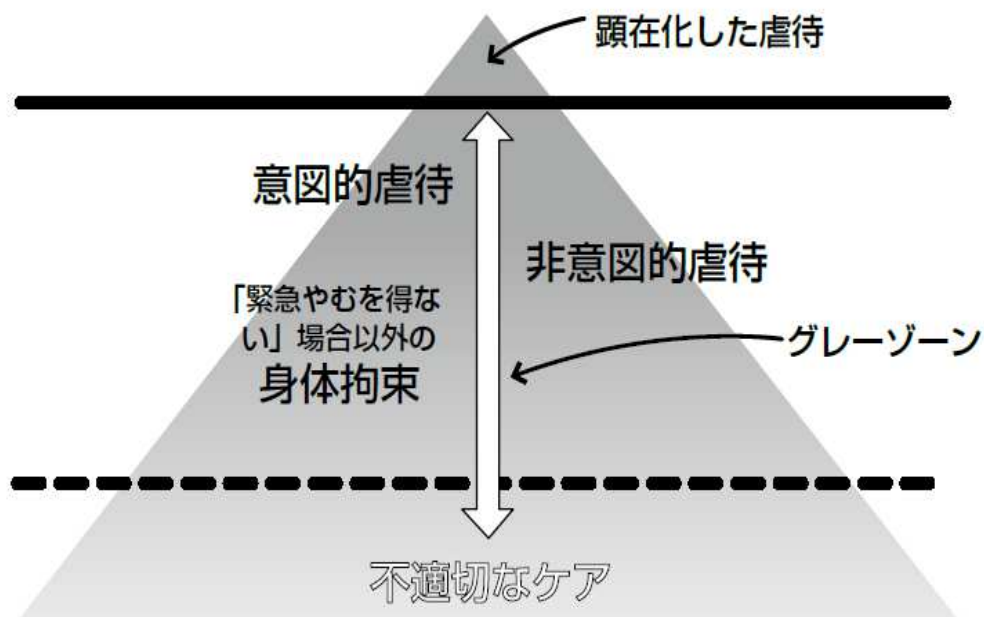
自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる。
屋間でも雨戸が閉まっている。
庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相(草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている)を示している
郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。
気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
配食サービス等の食事がとられていない。
薬や届けた物が放置されている。
道路に座り込んでいたり、徘徊している。

《その他のサイン》

通常的生活行動に不自然な変化がみられる。
体重が不自然に増えたり、減ったりする。
ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
睡眠障害がみられる。

出展：愛知県高齢者虐待対応マニュアル総論編

# 虐待と不適切ケア



(★柴尾慶次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長)が作成した資料(2003)をもとに作成)



# 不適切な言葉遣い

	説明 見学	本人 実施	先輩 確認	不適切な言葉遣い	適切な言葉遣い・理由
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	〇〇やって！、〇〇やってください	〇〇お願いしてもよろしいですか
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	じっとしててください	しばらくお待ち頂けますか
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(排便)いっぱい出たね、わーすごい！	すっきりされましたね
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ちょっと待ってて	少しお待ち頂いてよろしいですか？すぐにお伺いしますね、～なので〇分までお待ち頂けますか？
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(勝手に)立ったらだめ	どうされましたか？、お手伝いしますのでしばらくお待ち頂けますか？
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	危ないから立たないでください	どちらへ行かれますか？
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	パンツ汚しちゃって・・・	気持ち悪かったですね、お着替えしましょうか
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	なんでこんなことするの！？	〇〇したかったんですね
9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ちゃんと立って！重いでしょ！	—
10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	私早く帰りたいから、ちゃんと食べて！	—
11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	また(トイレに)行くの！？ 本当に出るの？	今、トイレから出たところですが、尿意がありますか？お腹の調子悪いですか？
12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	早くしてください	ゆっくりどうぞ
13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	水分とらないと死んじゃうよ	脱水になるといけませんので、こまめに飲んで下さいね
14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(床に落ちたものを食べようと)汚いから食べないで	こちらで拾いますから、大丈夫ですよ。ありがとうございます。
15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	あーんして下さい	お口を開けて頂けますか？

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

23

# みんな違うことからスタート

☑みんな違うことをまず認識する

☑みんな違うからこそ、共通の基準が大切  
違うからこそ「〇〇〇〇〇」！

☑不適切ケアの基準を決める

不適切な□□シリーズを、1年かけて取り組んだ

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

24

# 不適切ケア防止年間計画

4月	不適切ケア 表情・態度編
5月	不適切ケア 身だしなみ編
6月	不適切ケア 食事ケア編
7月	不適切ケア 排泄ケア編
8月	不適切ケア 入浴ケア編
9月	不適切ケア 移動編
10月	不適切ケア レクリエーション編
11月	不適切ケア 送迎編
12月	不適切ケア 夜間編
1月	不適切ケア 会話編
2月	不適切ケア 見守り編
3月	不適切ケア 相談援助編

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

25

# 運営指導マニュアルより

## ■利用者の生活実態の把握

巡回の際には、利用者の生活実態についても併せて確認します。これは、利用者の尊厳の保持が守られているか、つまり、利用者の人権が侵害されていないか、虐待や身体的拘束等が疑われる事案がないかということを中心に目視で確認します。主な確認のポイントは次のとおりです。

### 【利用者の様子】

#### 1 身体の状態

- 四肢を紐等で縛られていないか。
- 身体や衣類から異臭がしないか。
- 髪型が乱れていないか（寝起き状態で放置されていないか）。
- 無表情でないか。

#### 2 態度の状態

- 従業者の姿を見て、急におびえたり、怖がったりしていないか。
- 無力感、あきらめ、投げやりといった様子がないか。
- 表情が豊かであるか。
- 一人で無為に過ごしていないか。

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

26

# 運営指導マニュアルより

## 3 服装の状況

- 自分では着脱できない服を着せられていないか（つなぎ服等）。
- ミトンを着用させられていないか。
- 服装が汚れていたり、乱れていないか。
- 異臭や尿臭が強くないか。
- 昼間なのにパジャマのままではないか（適切な着替えがなされているか）。
- 皆同じものを着せられていないか（リースのスウェットウェア、ユニフォーム的なものなど）

## 4 移動の状況

- ※ベルト等で支えないと座位をとることが難しい利用者もいることに留意する。
- 椅子や車いすに紐等で体幹や四肢を縛られていないか。
- Y字型拘束帯や腰ベルトが装着されていないか。
- 椅子や車いすから立ち上がれないようにテーブル等で固定されていないか。
- 移動の際、従業者が、一度に2台の車いすを引いていないか。
- 座っている姿勢が悪いまま放置されていないか。

# 運営指導マニュアルより

## 5 ベッド周辺の状況

- ベッドに体幹や四肢を紐等で縛られていないか。
- ベッドの四方すべてが柵（サイドレール）で囲われていないか（ベッドから降りられない状態になっている）。
- ベッドが片方壁につけてある。
- 居室に使われていないベッド柵が置かれていないか。
- ベッドの柵（サイドレール）が紐等で固定されていないか。
- ベッドの高さが高くなっていないか（座って床に足がつく程度の高さであるか）。
- ベッドが廊下や共有スペースに置かれていないか。
- 寝具やベッド周りが汚れていないか。
- 利用者が、日中、ベッド上で過ごさせられていないか。
- 居室定員を超えたベッド数が置いていないか。
- ナースコールが使えないようになっていないか（手の届かないところにある）。

# 運営指導マニュアルより

## 6 食事の状況（食事の時間帯も運営指導の時間内である場合に確認する）

- 椅子や車いすにテーブルがつけられていないか。
- 料理の盛り付けは美味しそうか。温かいはずのものが冷めていないか。
- 利用者の食事が同じ時間帯に一斉に行われ、所定の時間で片付けていないか。
- 主食と副食を混ぜて提供していないか。
- 利用者に対して機械的な介助を行っていないか（声かけしない等）。
- 従業者が立って食事介助を行っていないか。

### 【施設内環境】

#### 1 居室内の状況

- 施設及びフロアの入口が日中施錠されていないか。
- 居室等に隔離されていないか。
- 外側に鍵やストッパー等が設置されていないか。
- 室内が非衛生的でないか。
- 利用者の部屋に個人の荷物や生活装飾等がないなど生活感のない状況でないか。
- 換気は十分に行われているか。臭気がこもっていないか。
- 多床室の場合、プライバシーが保てるような工夫がされているか。

# 運営指導マニュアルより

## 2 従業者の状況

- 従業者が慌ただしくしていないか（走っていないか）。
- 利用者に対して冷淡な態度、無関心な態度をとっていないか。
- 利用者に声掛けを行っているか。
- 利用者から声を掛けられたら必ず立ち止まり話しを聞いているか。
- 利用者に対して乱暴な口の利き方をしていないか。
- 利用者の前で命令的言葉、訴えを否定したりしていないか。
- 利用者の居室に入る時は、「失礼します」等の言葉が掛けられているか。

以上は、複数の運営指導担当者で確認し、一人の担当者の主観で評価しないよう注意が必要です。個別のケアについて気になる点があれば、巡回終了後になぜそうしているのか等そのようなケアを行っている（行っていない）理由や背景を管理者等に尋ねましょう。

また、突然の訪問者である行政側も、人の生活空間に入るのだということを自覚し、場合によってはカジュアルな服装に着替えて訪問する等、利用者に威圧感や緊張感を与えないよう配慮しましょう。

# 虐待の防止に関する規定

第三十七条の二 **指定訪問介護事業者**は、虐待の発生又はその再発を防止するため、**次の各号に掲げる措置を講じなければならない。**

- 一 当該指定訪問介護事業所における**虐待の防止のための対策を検討する委員会**（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を**定期的**に開催するとともに、その結果について、**訪問介護員等に周知徹底を図る**こと。
- 二 当該指定訪問介護事業所における**虐待の防止のための指針を整備**すること。
- 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、**虐待の防止のための研修を定期的**に実施すること。
- 四 **前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者**を置くこと。

# 虐待防止検討委員会

虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、**管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする**とともに、**定期的**に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、**他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。**また、事業所に実施が求められるものであるが、**他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。**

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

# 虐待防止検討委員会

虐待防止検討委員会は、具体的には次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

- イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

# 虐待の防止のための指針

虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

# 虐待の防止のための研修

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上 ※施設系では年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

# 措置を適切に実施するための担当者

指定訪問介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置（※榊原注：委員会、指針、研修）を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

（※） 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

# 本日の内容

2時間で速習！  
法定研修全分野&介護職の基本見直し講座2026

- ◎法定研修とは何か
- ◎虐待防止／身体拘束防止／感染症対策／BCP
- ◎認知症ケア／接遇・社会人基礎／対人援助の基本

# 身体拘束防止

- 令和6年度介護報酬改定では、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、ショートステイ等に適正化の措置が義務付けられ、未実施の場合には減算されることとなりました。訪問系・通所系サービスにおいては、運営基準に身体的拘束適正化についての内容が、新たに規定されることになりました
- 介護現場においては、これらをどのように受け止め、何を考え、実施していかないといけないでしょうか
- 常に介護事故と隣り合わせの現場実践の中で、身体的拘束をどう防いでいくか。現場で働く介護職員の皆さんに知っておいてもらいたいこと、身につけて頂きたいことをお伝えします。皆さんと一緒に考える機会になればと思います

# 身体拘束とは何か

- 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

（出典：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』、2001）

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

39

# 身体拘束はなぜ行ってはいけないか？

「〇〇があるから！」  
です。

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

40

# 身体拘束はなぜ行ってはいけないか？

## ■身体拘束の弊害

### 1. 身体的弊害

- ・関節の拘縮、筋力低下、褥瘡、食欲低下、心肺機能低下、抵抗力低下等、機能回復という目標と正反対の結果を招く。
- ・無理な立ち上がりによる転倒、ベッド柵の乗り越えによる転落、拘束具による窒息等の大事故

### 2. 精神的弊害

- ・不安、怒り、屈辱、諦め等精神的苦痛、認知症の進行、
- ・家族の後悔・罪悪感、職員が誇りを持つてなくなる

### 3. 社会的弊害

- ・介護保険施設に対する社会的不信、偏見、機能低下がさらなる医療を必要とし経済的負担が重くなる

※加えて、根本的な問題解決にならない！（例：ミトン手袋とかゆみ）

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

41

# イスからのずり落ちについて

☑何が原因でずり落ちるのか？

例) 身体に痛みがある

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

42

# 身体拘束について

## ■身体拘束がやむを得ないとされる3つの要件

1. 切迫性 …… 危険にさらされる可能性が高い
2. 非代替性 …… 他に介護方法がない
3. 一時性 …… 一時的なもの

個人や数人の判断ではなく、あくまで「施設・事業所」としての判断とし、本人・家族に説明、理解、同意を得る。

# 必要とされる記録について

## ☑緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

（理由、方法、時間、心身の状況、解除の予定、同意欄）

## ☑身体拘束の記録

（内容、時間帯、特記事項）

## ☑経過観察、再検討記録→解除に向けた検討

（毎月の全体会議、身体的拘束適正化検討委員会）

# 必要とされる記録について

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

愛礼花子 様

1. あなたの状況が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。  
 2. ただし、解除することを目途に経過検討を行うことを約束いたします。

記

A 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い  
 B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える看護・介護方法がない  
 C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要理由	普段は自ら排便を行うことが出来ず、月に1、2回 排便を行う。下痢の便が汚染しているため、排便が 出来ない。
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	ベッドあり、軟床椅子に4点拘束を行う。
拘束の時間帯及び時間	昼寝時(平日 10時~12時 14時~15時 16時~18時 19時~20時)
特記すべき心身の状況	車通て私費が足りず、自費で介護費用を 負担しているため、介護費用が 不足している。
拘束開始及び解除の予定	11月 22日 14時から 11月 23日 20時まで

上記のとおり実施いたします。  
 平成 23 年 11 月 22 日

施設名 ○○○○  
 管理者 ○○○○ 印

(利用者・家族の記入欄)  
 上記の件について説明を受け、確認いたしました。  
 平成 23 年 11 月 22 日

氏名 愛礼 太郎 印  
 (本人との関係) 長男

# 必要とされる記録について

身体拘束の記録(拘束帯: 四点指—ミトン: つなぎ履: その他( ): )

	11/22(月)	11/23(火)	11/24(水)	11/25(木)	11/26(金)	11/27(土)	11/28(日)
5:00							
6:00							
7:00							
8:00							
9:00							
10:00							
11:00							
12:00							
13:00							
14:00							
15:00							
16:00							
17:00							
18:00							
19:00							
20:00							
21:00							
22:00							
23:00							
0:00							
1:00							
2:00							
3:00							
4:00							
特記事項	自費で 介護費用 を 負担している ため、 介護費用が 不足している ため、 拘束を行う ことになった。						



# 本日の内容

2時間で速習！

法定研修全分野&介護職の基本見直し講座2026

◎法定研修とは何か

◎虐待防止／身体拘束防止／感染症対策／BCP

◎認知症ケア／接遇・社会人基礎／対人援助の基本

# 感染症対策

介護職が感染症対策を学ぶことは、利用者・職員・家族の安全を守り、施設や在宅における感染拡大を防ぐために不可欠です。適切な知識を持つことで、感染症のリスクを最小限に抑え、安心できる介護環境を提供できます。

- ・高齢者や要介護者は感染症にかかりやすいため、命を守るために重要
- ・介護現場は感染が拡大しやすい環境のため、予防策が必要
- ・介護職自身の健康を守ることで、安定したサービス提供ができる
- ・感染症対策を徹底することで、利用者や家族の安心につながる
- ・法律やガイドラインを理解し、適切に対応できる

# 感染症とは

◎環境の中には様々な微生物がいる

そのうち、病気の原因となるようなウイルス、細菌、真菌などが、宿主となるヒトや動物の体の中に入り、臓器や組織の中で増殖することを「感染」と呼ぶ

◎その結果として、熱が出たり、下痢になったり、具合が悪くなることが「感染症」

# 介護現場における感染症対策とは

◎介護保険のサービスの利用者は、

- ・ 高齢者又は基礎疾患があるなど、感染への抵抗力が低下している
- ・ 認知機能が低下していることにより感染対策への協力が難しい

などの特徴を持つ方が多いため

介護現場における感染症対策は非常に重要

◎介護サービスは、一人の職員が複数の利用者を担当することがほとんどで職員を介して感染症が広がること（媒介）がある

一旦、感染症が介護現場に持ち込まれると、集団発生となり得るので、まずは予防することが大切であるとともに、発生した場合には、最小限に食い止めることが必要

# 感染症予防対策とは

- ◎手洗いや食品の衛生管理など周囲の環境を衛生的に保つとともに外的環境からの病原体の侵入を防ぐこと
  - ※感染経路の遮断
    - 病原体を持ち込まない／病原体を持ち出さない／病原体を拡げない
- ◎消毒や殺菌等により病原体（感染源）をなくすこと
- ◎感染症患者を早期に発見すること
- ◎栄養バランスがとれた食事、規則正しい生活習慣、適度な運動、予防接種などにより身体の抵抗力を高めること

# 標準予防策（スタンダード・プリコーション）

- ◎感染しているかどうかにかかわらず、血液などの体液（汗を除く）は、すべて感染性があるものとみなし素手で扱わない
- ◎粘膜面も素手で扱わない
- ◎正常でない皮膚（発疹や傷などには素手で触らない）

以上3つのポイントを守り、こまめに手洗いをするのが大切

# 手洗いについて

手洗いについては、以下の手順で、30秒以上、石けんを用いて流水で行う  
※平・甲・先・間・親の首と覚える



Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

55

# 手洗いについて

- ◎指輪や腕時計は外し、爪は短く整えておくこと
- ◎使い捨てのペーパータオルを使い、手は完全に乾燥させること
- ◎ゴミ箱は洗った手の再汚染防止のため、フットペダル式など手で開けない仕様のもを設置すること
- ◎タオルは使用せず、また共用しないこと
- ◎個人用のハンドクリーム等で日頃から手のスキンケアをしておくこと

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

56

# アルコール手指消毒について

## アルコール手指消毒剤の擦りこみ手順

ポンプを下までしっかり押し、メーカー推奨の1回使用量を取り、下の手指衛生の6つの手順を参考に、乾燥するまで手にまんべんなく擦りこむ。



Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

57

# アルコール手指消毒について

- ◎手に目に見える汚れがついていない状態で使う
- ◎手を洗った後は、十分乾燥させてから使う
- ◎手が濡れていると、アルコール製剤の濃度が薄くなり十分な消毒効果が得られない
- ◎嘔吐下痢症や疥癬などを除いてほぼ全ての場面で、流水石鹼による手洗いに代わって使用することができるので積極的に使う
- ◎アルコール手指消毒剤は使う可能性のある場所であれば置くことただし、利用者の誤飲等の危険がある場合には携帯型のものを持ち歩くようにすること

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

58

# 手袋について

手袋の外し方 手を汚染させないように外す。



Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

59

# 手袋について

- ◎手袋は、使用直前に手指消毒をしてつける  
(手についた細菌を減らして、つける前の手袋を汚さないように付ける)
- ◎手袋交換する時には、外して手指消毒してから手袋を付ける
- ◎汚染された手袋で他の環境表面や物品に触れない
- ◎複数の防護具を付けたときは、手袋から外す
- ◎手袋をはずした後は、すぐに手を洗い乾燥させる

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

60

# マスクについて

## マスクのつけ方・外し方

### つけ方



①金具の部分を折り曲げ鼻の形に合わせて、ゴムを耳にかける。



②下方を引っ張って顎を覆い顔とマスクの間に隙間ができないよう調整する。

### 外し方



マスク表面に触れないようゴムの部分をもって外す。外した後は手指衛生を行う。

マスクは正しく取り扱わないと、かえって危険！

職業感染制御研究会HPより一部改変

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

61

# マスクについて

- ◎マスクは、鼻から顎にかけて覆うようにつける  
鼻が出たり、顎だけ覆うような使い方はしない
- ◎マスクの表面、内側はどちらも汚れている  
マスクをつけている時、外すときは、表面を触らない
- ◎外した後は、すぐに手指衛生をする
- ◎マスクで覆われていない顔の部分も汚染している
- ◎マスクは、一度外したら廃棄し再利用しない
- ◎マスクは、テーブルなどに置かない

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

62

# 日頃の対策

日頃の対策

**標準予防策**  
(スタンダード・プリコーション)

基本的な感染予防策

汗を除く全ての体液、血液、分泌物、排泄物は感染の危険性があるものとして取り扱う

内容
手指衛生、手袋、マスク、エプロンなど個人用感染防護具(PPE)の装着やケアに使用した器具の洗浄・消毒、環境対策など



感染症流行時の対策

**感染経路別予防策**

空気感染予防策

飛沫感染予防策

接触感染予防策

標準予防策を行い、さらに以下の対応を行う

内容
<主な病原体> 結核菌、麻疹ウイルス等 N95マスク など
<主な病原体> インフルエンザウイルス等 マスク※1、ゴーグル など
<主な病原体> 腸管出血性大腸菌、ノロウイルス、疥癬等 ガウン (またはエプロン)、手袋 など

※1:原則、サージカルマスク

# 早期発見と日常のケアの重要性

感染症の兆候となる症状（観察ポイント例）		疑われる疾患例
熱	いつもより高くないか、低くないか	【発熱】 インフルエンザ、結核など
食欲	食欲や水分摂取の増減はどうか 吐き気や嘔吐はないか	
顔	目の充血・涙や目やにはないか 鼻水・鼻づまりはないか 耳だれはないか、耳下腺がふくれていないか 唇が黒ずんだり乾いたりしていないか	【嘔吐・下痢等の消化器症状】 腸管出血性大腸菌、感染性胃腸炎、偽膜性腸炎など
のど	赤くなっていないか、咳・痰はないか	
皮膚	痒み・発疹・むくみ・腫れはないか	【咳・痰・のどの痛み等の呼吸器症状】 誤嚥性肺炎、肺炎球菌性肺炎、結核など
痛み	どこが・どんなとき・どの程度痛むのか	
尿・便	血液・粘液が混じっていないか 下痢・便秘はないか	【発疹等の皮膚症状】 疥癬、帯状疱疹など
全体	ぐったりしていないか、意識ははっきりしているか、呼びかけの反応はいつと変わらないか	

※薬剤の副作用の場合もあるので注意

(注)高齢者は典型的な症状が現れにくいこともあるので、日頃の変化や反応に注意することが重要

## ノロウィルスを想定した嘔吐物の処理

- ◎窓を開けて換気を行う
- ◎近くにいる利用者を移動させ、処理を行う職員以外は立ち寄らないように
- ◎マスク、使い捨てエプロン（長袖ガウン）、使い捨て手袋を着用
  - ※飛沫感染や空気感染（塵埃感染）も指摘されているためマスクを着用
- ◎嘔吐があった場合には、周囲 2メートルくらいは汚染していると考えてまず濡れたペーパータオルや布等を嘔吐物にかぶせて拡散を防ぐ
- ◎ペーパータオルや布等で、外側から内側に向けて 静かに拭き取る
  - 汚染を拡げないために、一度拭き取ったペーパータオルは捨てる
- ◎次亜塩素酸ナトリウム液（0.02%）で浸すように拭き取り、その後水拭き
  - ※嘔吐物処理用品を入れた処理用キットをいつでも使えるように用意（次亜塩素酸ナトリウム液の使用期限が切れていないか、要確認）
  - ※消毒液をスプレーで吹きかけると、逆に病原体が舞い上がり、感染の機会を増やしてしまうため、噴霧はしない

## ノロウィルスを想定した嘔吐物の処理

- ◎使用したペーパータオル等は、ビニール袋に密閉して廃棄
  - この際、ビニール袋に廃棄物が十分に浸る量の次亜塩素酸ナトリウム液（0.1%）を入れることが望ましい
- ◎使用した洗面所等はよく洗い、消毒
- ◎処理後は手袋、エプロン、マスクをはずして液体石けんと流水で入念に手を洗う
- ◎次亜塩素酸ナトリウム液を使用した後は窓をあけて、換気を行う

# 様々な感染症

- ・新型コロナウイルス感染症
- ・インフルエンザ
- ・感染性胃腸炎
- ・結核
- ・腸管出血性大腸菌
- ・レジオネラ症
- ・疥癬
- ・誤嚥性肺炎
- ・ウイルス性肝炎
- ・薬剤耐性菌感染症
- ・帯状疱疹
- ・アタマジラミ
- ・偽膜性大腸炎
- ・蜂窩織炎
- ・尿路感染症

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

67

# 食中毒予防の具体策

老計発第0331003号平成15年3月31日

特別養護老人ホーム等における入居者の調理行為等について

(答)

- 3 なお、「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」(平成9年3月31日衛食第110号生活衛生局食品保健課長通知「家庭を原因とする食中毒の防止について」の別添)を添付するので、衛生管理上の措置を講じる上で活用するよう指導されたい。

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

68

# 食中毒予防の具体策

平成9年3月31日衛食第110号生活衛生局食品保健課長通知

「家庭を原因とする食中毒の防止について」（抄）

## 家庭でできる食中毒予防の6つのポイント

### ポイント1 食品の購入

- 肉、魚、野菜などの生鮮食品は新鮮な物を購入しましょう。
- 表示のある食品は、消費期限などを確認し、購入しましょう。
- 購入した食品は、肉汁や魚などの水分がもれないようにビニール袋などにそれぞれ分けて包み、持ち帰りましょう。
- 特に、生鮮食品などのように冷蔵や冷凍などの温度管理の必要な食品の購入は、買い物の最後にし、購入したら寄り道せず、まっすぐ持ち帰るようにしましょう。

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

69

# 食中毒予防の具体策

## ポイント2 家庭での保存

- 冷蔵や冷凍の必要な食品は、持ち帰ったら、すぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。
- 冷蔵庫や冷凍庫の詰めすぎに注意しましょう。めやすは、7割程度です。
- 冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は、マイナス15℃以下に維持することがめやすです。温度計を使って温度を計ると、より庫内温度の管理が正確になります。細菌の多くは、10℃では増殖がゆっくりとなり、マイナス15℃では増殖が停止しています。しかし、細菌が死ぬわけではありません。早めに使いきるようにしましょう。
- 肉や魚などは、ビニール袋や容器に入れ、冷蔵庫の中の他の食品に肉汁などがかからないようにしましょう。
- 肉、魚、卵などを取り扱う時は、取り扱う前と後に必ず手指を洗いましょう。せっけんを使い洗った後、流水で十分に洗い流すことが大切です。簡単なことですが、細菌汚染を防ぐ良い方法です。
- 食品を流し台の下に保存する場合は、水漏れなどに注意しましょう。また、直接床に置いたりしてはいけません。

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

70

# 食中毒予防の具体策

## ポイント3 下準備

- 台所を見渡してみましよう。ゴミは捨ててありますか？ タオルやふきんは清潔なものと交換してありますか？ せっけんは用意してありますか？ 調理台の上はかたづけ広く使えるようになっていませんか？ もう一度、チェックをしましょう。
- 井戸水を使用している家庭では、水質に十分注意してください。
- 手を洗いましよう。
- 生の肉、魚、卵を取り扱った後には、また、手を洗いましよう。途中で動物に触ったり、トイレに行ったり、おむつを交換したり、鼻をかんだりした後の手洗いも大切です。
- 肉や魚などの汁が、果物やサラダなど生で食べる物や調理の済んだ食品にかからないようにしましよう。
- 生の肉や魚を切った後、洗わずにその包丁やまな板で、果物や野菜など生で食べる食品や調理の終わった食品を切ることはやめましよう。洗ってから熱湯をかけたのち使うことが大切です。包丁やまな板は、肉用、魚用、野菜用と別々にそろえて、使い分けるとさらに安全です。

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

71

# 食中毒予防の具体策

## 日常の清掃についての決め事(一部)

✓	項目	方法, 留意点
<input type="checkbox"/>	共用タオル	使用せず, ペーパータオルを使う。スタッフしか使用しない場所でもペーパータオルにする。
<input type="checkbox"/>	台拭き	食事ごとに, 漂白剤に浸して洗濯へ。
<input type="checkbox"/>	お盆	毎食後, 食器類と一緒に洗う(取っ手の部分をよく洗うこと)。
<input type="checkbox"/>	シンク, 水周り	夜1回(デイなら一日の最後), 薄めた漂白剤をスプレーし, 台拭きで拭く。
<input type="checkbox"/>	冷蔵庫	週1回賞味期限チェック, 月1回薄めた漂白剤に浸した台拭きで拭く。

※台所用漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム)は次亜塩素酸ナトリウム0.02%で使用。  
「キャップ〇杯+水〇L」などと, 分かりやすくマニュアル化しておく。

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

72

# 食中毒予防の具体策

- ラップしてある野菜やカット野菜もよく洗いましょう。
- 冷凍食品など凍結している食品を調理台に放置したまま解凍するのはやめましょう。室温で解凍すると、食中毒菌が増える場合があります。解凍は冷蔵庫の中や電子レンジで行いましょう。また、水を使って解凍する場合には、気密性の容器に入れ、流水を使います。
- 料理に使う分だけ解凍し、解凍が終わったらすぐ調理しましょう。解凍した食品をやっぱり使わないからといって、冷凍や解凍を繰り返すのは危険です。冷凍や解凍を繰り返すと食中毒菌が増殖したりする場合があります。
- 包丁、食器、まな板、ふきん、たわし、スポンジなどは、使った後すぐに、洗剤と流水で良く洗いましょう。ふきんのよごれがひどい時には、清潔なものと交換しましょう。漂白剤に1晩つけ込むと消毒効果があります。包丁、食器、まな板などは、洗った後、熱湯をかけたりすると消毒効果があります。たわしやスポンジは、煮沸すればなお確かです。

# 食中毒予防の具体策

## ポイント4 調理

- 調理を始める前にもう一度、台所を見渡してみましよう。下準備で台所がよごれていませんか？ タオルやふきんは乾いて清潔なものと交換しましょう。そして、手を洗いましょう。
- 加熱して調理する食品は十分に加熱しましょう。加熱を十分に行うことで、もし、食中毒菌がいたとしても殺すことができます。めやすは、中心部の温度が75℃で1分間以上加熱することです。
- 料理を途中でやめてそのまま室温に放置すると、細菌が食品に付いたり、増えたりします。途中でやめるような時は、冷蔵庫に入れましょう。再び調理をするときは、十分に加熱しましょう。
- 電子レンジを使う場合は、電子レンジ用の容器、ふたを使い、調理時間に気を付け、熱の伝わりにくい物は、時々かき混ぜることも必要です。

# 食中毒予防の具体策

## ポイント5 食事

- 食卓に着く前に手を洗いましょう。
- 清潔な手で、清潔な器具を使い、清潔な食器に盛りつけましょう。
- 温かく食べる料理は常に温かく、冷やして食べる料理は常に冷たくしておきましょう。めやすは、温かい料理は65℃以上、冷やして食べる料理は10℃以下です。
- 調理前の食品や調理後の食品は、室温に長く放置してはいけません。例えば、O157は室温でも15～20分で2倍に増えます。

# 食中毒予防の具体策

## ポイント6 残った食品

- 残った食品を扱う前にも手を洗いましょう。残った食品はきれいな器具、皿を使って保存しましょう。
- 残った食品は早く冷えるように浅い容器に小分けして保存しましょう。
- 時間が経ち過ぎたら、思い切って捨てましょう。
- 残った食品を温め直す時も十分に加熱しましょう。めやすは75℃以上です。味噌汁やスープなどは沸騰するまで加熱しましょう。
- ちょっとでも怪しいと思ったら、食べずに捨てましょう。口に入れるのは、やめましょう。

# 本日の内容

2時間で速習！  
法定研修全分野&介護職の基本見直し講座2026

- ◎法定研修とは何か
- ◎虐待防止／身体拘束防止／感染症対策／BCP
- ◎認知症ケア／接遇・社会人基礎／対人援助の基本

# BCPについて

介護職がBCPを学ぶことは、利用者の安全を確保し、災害や緊急時にも介護サービスを継続するために不可欠です。また、職員自身の安全を守り、事業の継続を支えるためにも、BCPの策定と実践が重要になります。

- ・緊急時に介護サービスを継続できる
- ・利用者の安全を確保できる
- ・介護職自身の安全を守ることができる
- ・施設・事業所の継続的な運営を支えられる
- ・法律やガイドラインに対応できる
- ・具体的な実践方法を学び、災害や感染症に備えられる

BCPを学び、事前にしっかりと準備することで、緊急時にも冷静に対応し、利用者の命と介護サービスを守ることができます。

## BCPとは

BCP : Business Continuity Plan  
(業務継続計画)

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、**重要な事業を中断させない**、または**中断しても可能な限り短い時間で復旧させる**ための方針、体制、手順等を示した計画のことを業務継続計画（BCP）と呼ぶ

## BCPとは

- 介護サービスを中断させないためには、介護サービスを提供するにあたり必要な資源を守ることが重要
  - 介護サービス提供に必要な資源として、職員、建物・設備、そしてライフライン（電気・ガス・水道）がある
- 
- 介護サービスが中断してしまった場合は、介護サービス提供に必要な資源を補って、速やかに復旧させる
  - 職員が不足し、ライフラインが停止することを踏まえ、重要業務に優先して取り組む

# BCPガイドライン

## 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

### ❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

### ❖ 主な内容

- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等



## 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

### ❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

### ❖ 主な内容

- ・BCPとは ・防災計画と自然災害BCPの違い
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項） 等



第199回社会保障審議会介護給付費分科会

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

81

# BCP（自然災害）

## 防災計画と自然災害 BCP の違い①

	防災計画	BCP
主な目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体、生命の安全確保</li> <li>・物的被害の軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧</li> </ul>
考慮すべき事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点がある地域で発生することが想定される災害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象</li> </ul>
重要視される事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下を最小限にすること</li> <li>➢ 「死傷者数」</li> <li>➢ 「損害額」</li> <li>・従業員等の安否を確認し、被害者を救助・支援すること</li> <li>・被害を受けた拠点を早期復旧すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に加え、以下を含む</li> <li>➢ 重要業務の目標復旧期間・目標復旧レベルを達成すること</li> <li>➢ 経営及び利害関係者への影響を許容範囲内に抑えること</li> <li>➢ 利益を確保し企業として生き残ること</li> </ul>
活動、対策の検討範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の拠点ごと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全社的（拠点横断的）</li> <li>・依存関係にある主体（委託先、調達先、供給先）</li> </ul>

つまり、従来の防災計画に、避難確保、介護事業の継続、地域貢献を加えて、総合的に考えてみるのが重要です。

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

82

# BCP（新型コロナウイルス感染症）

（参考：BCPといわゆる感染対策マニュアルに含まれる内容の違い（イメージ））

内容		BCP	感染対策マニュアル
平時の取組	ウイルスの特徴	△	◎
	感染予防対策 （手指消毒の方法、ガウンテクニック等）	△	◎
	健康管理の方法	△	◎
	体制の整備・担当者の決定	◎	△
	連絡先の整理	◎	△
	研修・訓練	◎	○
	備蓄	◎	○
感染（疑い）者 発生時の対応	情報共有・情報発信	◎	○
	感染拡大防止対策（消毒、ゾーニング方法等）	△	◎
	ケアの方法	△	◎
	職員の確保	◎	○
	業務の優先順位の整理	◎	×
	労務管理	◎	×

※◎、○、△、×は違いをわかりやすくするための便宜上のものであり、各項目を含めなくてよいことを意味するものではありません。

# BCPガイドライン

（表1）新型コロナウイルス等感染症と地震災害との違い

（厚生労働省「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に加筆）

項目	地震災害	新型コロナウイルス感染症
事業継続方針	◎できる限り事業の継続・早期復旧を図る ◎サービス形態を変更して事業を継続	◎感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、 <b>事業継続のレベルを決める</b>
被害の対象	◎主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	◎主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	◎被害が地域的・局所的 （代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	◎被害が国内全域、全世界的となる （代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）
被害の期間	◎過去事例等からある程度の影響想定が可能	◎長期化すると考えられるが、不確実性が高く 影響予測が困難
被害発生と被害制御	◎主に兆候がなく突発する ◎被害量は事後の制御不可能	◎海外で発生した場合、国内発生までの間、 準備が可能 ◎被害量は感染防止策により左右される
事業への影響	◎事業を復旧すれば業績回復が期待できる	◎集客施設等では長期間利用客等が減少し、 業績悪化が懸念される

情報を正確に入手し、  
その都度、的確に判断をしていくことが必要

感染防止策が重要

事業継続は、主に  
ヒトのやりくりの問題

# 実際のBCP書面より

## 【自施設で想定される影響】

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理することを推奨する。

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	自家発電機→			復旧	→	→	→	→	→
エレベーター	停止→			復旧	→	→	→	→	→
飲料水	備蓄分→							給水車	→
生活用水	貯水槽分→			井戸水	→	→	→	→	→
ガス	復旧	→	→	→	→	→	→	→	→
携帯電話	停止→			復旧	→	→	→	→	→
メール	停止→			復旧	→	→	→	→	→
道路	通行止め→		部分復旧→						

※電力が復旧しないと、エレベーター、携帯電話、メールは使えなくなるため注意

# 災害発生後の業務継続

- ◎3の災害発生後の業務継続については  
まず職員不足による業務継続の困難がある
- ◎地震や水害の場合には職員も被災するため、出勤できなくなることが想定  
出勤までの交通経路も遮断される可能性もある
- ◎ライフライン（電気・ガス・水道）の障害によっても業務量が増大
- ◎事業所によっては、普段の利用者以外の受け入れも行うことになる
- ◎その他、ケア用品や介護用物品の不足、食事では何と言っても備蓄
- ◎嚙下困難者への備えや脱水予防も必須課題

# 災害発生後の業務継続

- ◎排泄については、生活用水は限定されるため、水を使わない処理が求められる（消臭固化剤が有効）。
- ◎暑さ、寒さといった気温についても、要介護者にとっては生命に関わる自家発電の重要性や、冷凍庫、アイスノン、扇風機など
- ◎電気についても痰の吸引、在宅酸素、照明、ナースコールの維持等の観点

# 実際のBCP書面より

## (6) 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

- 災害時は通信網の麻痺などにより、施設から職員への連絡が困難になるため、災害時に通勤可能か、また災害時の通勤所要時間等も考慮しつつ、職員が自動参集するよう予めルールを決め、周知する。
- 職員の連絡先を整理する際に、参集の可能性も判断しておく。
- 参集しなくてよい状況を明確に定めて記載する。
- 参集基準  
地震：稲沢市周辺において、震度6以上の地震が発生  
水害：台風、大雨により警戒レベル3（高齢者等非難）の発令があった場合
- 下記に該当する場合は、参集基準に該当する場合においても、原則、参集の対象外とする。
  - ・自宅が被災した場合
  - ・自身または家族が負傷し、治療等が必要な場合

# ケアプランと連動させる

項目	記入欄
利用者氏名	
性別・年齢・要介護度	
想定される避難場所	避難所： 介護・医療機関：
特記①医療・介護面	
特記②住居・周辺環境	
特記③家族構成等	
その他（想定されるリスク含め）	

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

89

## 「訓練」 参考資料

### 8. 机上訓練（居宅介護）



厚生労働省 高齢局  
令和5年度 介護BCP策定支援セミナー  
日本の厚生労働省等の医療および関連行政機関による動画コ...

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 机上訓練(居宅介護支援系)

作成したBCPを役立つものにするための机上訓練を解説

見る YouTube 委託事業  
「介護施設等における感染症の感染対策及び業務継続計画(BCP)策定に係る調査研究及び当該調査研究を踏まえた研修業務一式」

PDF 資料ダウンロード [1.9MB]

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

90

# 本日の内容

2時間で速習！

法定研修全分野&介護職の基本見直し講座2026

◎法定研修とは何か

◎虐待防止／身体拘束防止／感染症対策／BCP

◎認知症ケア／接遇・社会人基礎／対人援助の基本

# 認知症ケア

介護現場で認知症について学ぶ意義は、単なる知識習得にとどまらず、利用者の尊厳を守りながら、よりよいケアを実現することにあります

- ・適切な対応ができ、利用者の不安を和らげる
- ・認知症の進行を遅らせる支援ができる
- ・認知症の人が「その人らしく生きる」サポートができる
- ・家族やチームと連携し、質の高いケアを提供できる
- ・介護者自身の負担やストレスを軽減できる

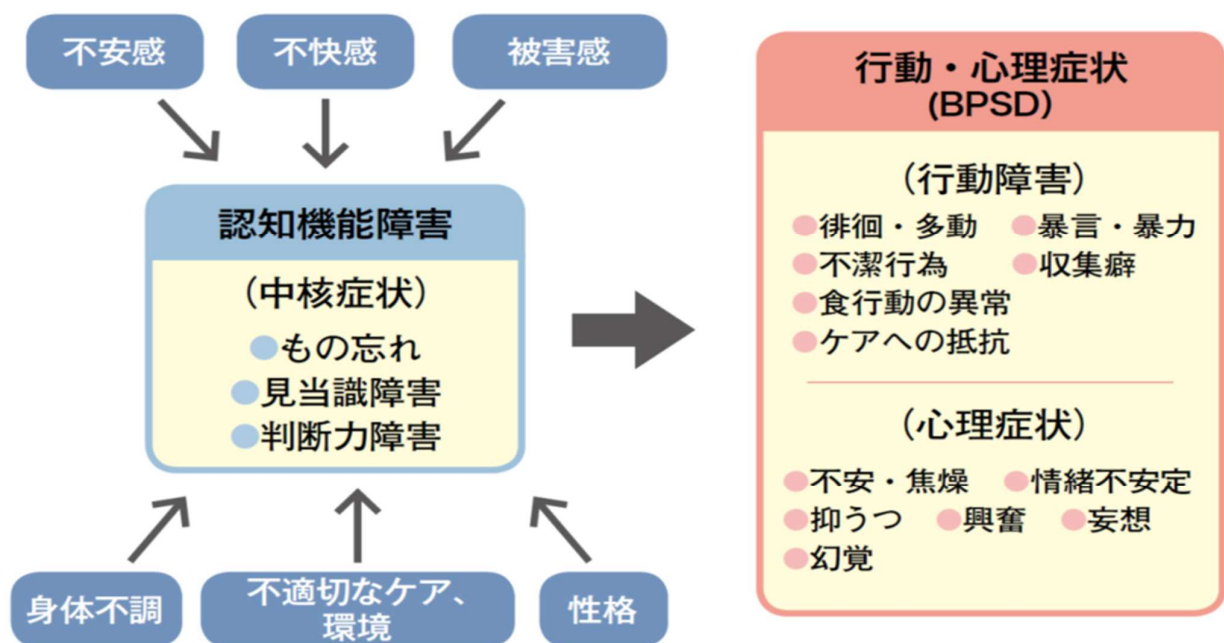
本人・家族・介護者すべてにとって、より良い結果をもたらすためにも、認知症について知識を得ること、よりよいケアを学ぶことが大切です。

# 中核症状（記憶障害）

## ◆ 年相応と認知症によるもの忘れの違い

年相応のもの忘れ	認知症によるもの忘れ
体験の一部を忘れる	体験全体を忘れる
もの忘れの自覚がある	もの忘れの自覚がない
もの忘れは進行しない	もの忘れは進行性で悪化
日常生活に支障はない	日常生活に支障がある

# 中核症状とBPSDの関係



加藤伸司：認知症の人の視点からとらえる BPSD（老年精神医学雑誌）に著者改変

# 認知症の原因とは？

## 認知症を引き起こす主な疾病

脳の変性疾患	アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、ピック病、大脳皮質基底核変性症、進行性核上性麻痺など
脳血管障害	脳梗塞、ラクナ梗塞、脳出血
腫瘍	脳腫瘍
中枢神経疾患	多発性硬化症、神経ベーチェット
髄液循環障害	正常圧水頭症
内分泌障害	甲状腺機能低下症
感染症	脳炎、エイズ脳症、プリオン病
中毒、栄養障害	アルコール中毒、ビタミンB12欠乏

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

95

# 認知症の専門的ケア 6つの方法

## 1. 中核症状に対するケア

これまでできていたことができなくなった本人の気持ちを理解して、不安感や被害感を軽減できるケアを行いましょう。

## 2. 適度な運動・活動

運動と認知機能の低下には密接な関係があります。外出の効果についても再認識しましょう。

## 3. 体調・リスク管理

メンタルケアと体調管理はともに重要です。日常生活における具体的な困りごとについてケアしましょう。

## 4. 会話の機会を持つ

テレビを見ているときと会話をしているときとでは、脳の活性状態に大きな差があると言われていています。また話題を大切に、会話を楽しめるようにしましょう。

## 5. 趣味や楽しみの活動

興味や関心のあることに取り組むのは快刺激になります。また、他人と関わることで意欲もわいてきます。

## 6. 役割・日課

毎日やることがあり、人の役に立っている実感は、人の心に安定をもたらします。

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

96

# 本日の内容

2時間で速習！

法定研修全分野&介護職の基本見直し講座2026

◎法定研修とは何か

◎虐待防止／身体拘束防止／感染症対策／BCP

◎認知症ケア／接遇・社会人基礎／対人援助の基本

# 接遇・社会人基礎

■介護現場では、例えばオムツ交換が上手でも、接遇・マナーが悪いために、利用者・家族から喜ばれない、良い評価を得ることができないという場合があります

■利用者や家族を大切に思うのであれば、それを適切に表現する方法を学ぶことも必要。それが「接遇・マナー」と考えます

■相手が利用者・家族であれ、介護職であれ、他事業所の職員であれ、「接遇・マナー」の本質は「相手の立場に立った配慮」。その心とともに、その心を言葉や行動で表す具体的な方法も身につけて頂きたい

# 接遇・マナー

➤相手の立場に立った配慮、その気持ちを形に表す

➤ただし、人はそれぞれ考え方が異なるため、一定の「型」がある

➤まず、身につけてほしい接遇・マナーの項目は以下のとおり

- ・あいさつ **誰にでも、明るく、会釈だけでも、人間関係の第一歩**
- ・言葉遣い **基本は「丁寧語（です・ます）」**
- ・身だしなみ **危険・不安・不快を与えない**
- ・表情、態度 **話しかけやすい、笑顔、丁寧、返事、うなずき、メモ感情表現（コントロール）**

→これらは「仕事」であり、「業務」と考える

→新人であっても、会社を代表していると考え

# 役割について

➤役割を理解し、役割を果たす

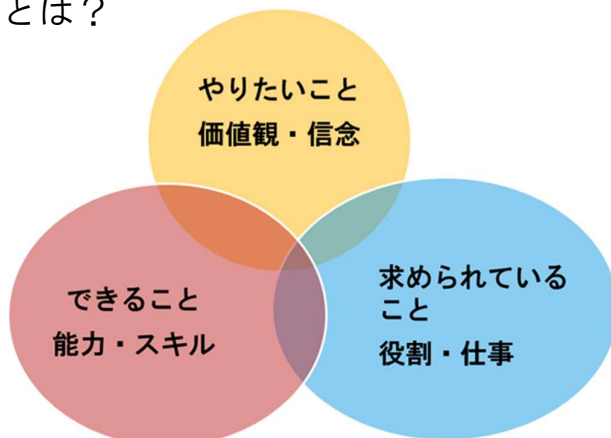
→役割は与えられるものであり、自身で勝手に決めてはいけない

→周囲から「期待」されている役割がある

→役割を果たすことで、利用者・家族への貢献、会社への貢献

→会社の中でも役割分担がある

→仕事とは？



# 役割について

- ▶ 社会人として、身につけてほしい項目は以下のとおり
  - ・ 締め切りを守る
  - ・ ルールを守る（正確に理解し、実施）
  - ・ 指示、命令に従う（業務の実施について不備があれば注意・指導します）
  - ・ 報連相（事前・事後、自分の考えも）
  - ・ 協力、話し合い（意見交換：意見を言う、意見を聞く）
  - ・ 分からないことをそのままにしない（聞く、調べる、学ぶ、確認する）
  - ・ 体調管理
  - ・ 整理、整頓
  - ・ 会議、研修も業務（社内規定等による）
  - ・ 公私混同しない（個人情報、会社の信用に関わる、物品等）

# 本日の内容

2時間で速習！  
法定研修全分野&介護職の基本見直し講座2026

- ◎ 法定研修とは何か
- ◎ 虐待防止／身体拘束防止／感染症対策／BCP
- ◎ 認知症ケア／接遇・社会人基礎／対人援助の基本

## 信頼関係の前提

1. 専門職としての信頼  
→ 詳しい、頼れる、といった感覚
2. 人としての好意  
→ 話しやすい、親しみが持てる、といった感覚

## 対人援助職の基本姿勢

1. 相手の幸せにつながっているか？  
相手の立場に立って常に点検する
2. 相手のせいにしないこと  
→ もちろん相手側の理由もあるだろうが、私たちはプロ  
自分たちが工夫することを第一に考える
3. 普通の生活、一般の生活常識をベースとして  
一人ひとりの生活習慣を大事にする  
人と人として関わること

# 相手とは？

◎心身の障害をおうことで、

これまで一人でできていたことができなくなる。

（例：脳卒中による麻痺、大腿骨頸部骨折、認知症）

→生活全般が他人の手に委ねられてしまう。

→介護者によって、その人の生活は大きく変わる

→介護者が大きな影響力を持つ

（下手をすると、強者になってしまう…この怖さを知る）

→前項、基本姿勢の大切さの根拠となる

# 本日の内容

2時間で速習！

法定研修全分野&介護職の基本見直し講座2026

◎法定研修とは何か

◎虐待防止／身体拘束防止／感染症対策／BCP

◎認知症ケア／接遇・社会人基礎／対人援助の基本

# 本日の内容

## ■意見交換（1で1周、2で1周）

1. 自己紹介（お名前、所属、職種、立場）
2. ここまでのお話を聞いて、意見交換

その後、いくつかのグループより発表して頂きます  
ご質問も大歓迎です！

# 継続的な学習の重要性！

## ■成長のために

- ・ ギャップを埋める & 強みを活かす
- ・ 時間とエネルギーをかけた分だけ成長する
- ・ よい情報を浴び続ける、そういう 環境に身を置く
- ・ 成長は螺旋階段、その時々で 受け取るものも違う
- ・ ミラーニューロン効果（思考・行動に影響、時間差で効果!）、感度が高まる
- ・ 知れば知るほど分からないことが増える、知りたいことが増える
- ・ 学びが理想をつくり、理想が学びを生む

## ■メンテナンスのために

- ・ いつも良い状態を保てるとは限らない……。
- ・ 定期的に軌道修正させてくれる、人・環境の存在が必要

## ■自分自身、そしてチームワーク

- ・ シャンパンタワー：自分が満ち足りて、人を満たすことができる
- ・ 研修はチームで参加、普段は話さないことも話す、施設を越えた連携

# 継続的な学習の機会を持つために



## 影響力・インパクト



## 回数・頻度



$$\text{習慣化} = \text{インパクト} \times \text{回数}$$

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

109

# 介護現場をよくするライブラリー

ACS 介護現場をよくするライブラリー



経営から現場まで！介護と介護事業を守り、よくする「教育インフラ」リーダーズ・プログラム

初めての方へ



2週間体験利用 受付中!  
詳しくはこちら >

お知らせ お知らせ一覧 >

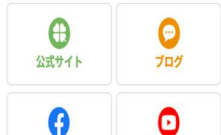
**セミナー**  
【おススメ！セミナー動画】介護現場をよくする21のテーマ！  
ACGs2023第22回「事業計画・目標達成」  
【おススメ！セミナー動画】のご案内です。介護現場をよくする21のテーマ！ACGs2023第22回「事業計画・目標達成」～事業・サービスの継続・発展のために～https://appare-kaigo...



セミナー案内 セミナーをもっと見る >

<b>4月16日 (火)</b> 14:00~16:00 管理職養成2024 管理職 リーダー 本部 管理者	<b>4月17日 (水)</b> 14:00~15:30 介護事業の教育インフラ！リーダーズ・プログラム 会員限定グループコンサルティ... 会員限定 リーダーズ・プログラム
---	--

日々更新中！公式サイト・SNS



Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

110

# 介護と介護事業を守り、よくする！ 事業経営&教育インフラ リーダーズ・プログラム



居宅・訪問系  
地域密着デイ等  
小規模事業者向け



上記以外の  
法人様向け  
助成金プラン



個別コンサル  
ティングを  
ご希望の方



20時間 経営者・経営幹部向け セミナー	2025年度実施中 法人の中核を担う！ 中核職員養成講座	20時間 稼働率・サービス 改善コース	20時間 人材確保・育成・定着 コース
20時間 管理者・リーダー養成 ベーシックセミナー	20時間 生産性向上& 業務改善セミナー	20時間 介護と介護事業を守り、 よくする！21テーマ	20時間 ケアマネジャー・相談員の 「質の向上&省力化」 セミナー
20時間 天晴れ介護サービス式 法定研修シリーズ	10時間 新人職員向け セミナー	20時間 赤本・青本・緑本 通読セミナー	30時間 1日集中講座シリーズ 稼働、人材、管理職、 運営指導、ケアマネジメント等
10時間 令和6年度 介護報酬改定セミナー	30時間 マンスリー・ジャーナル 月刊介護ニュース ダイジェスト	20時間 工藤ゆみさんの コミュニケーションカ 向上講座	20時間 進絵美さんの 面談スキル向上講座
20時間 吉村NSの 介護職のための 医療知識講座	6時間 山本先生の 労務知識講座	200時間 その他、ハラスメント、苦情対策、リスクマネジメント 科学的介護、BCP等のワンテーマ研修	

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

111

## 研修・動画の内容 経営から現場まで600本以上！



- 研修・動画について**
- はじめて研修が楽しいと思えました！
  - 毎月のセミナーはホットな内容が多くありがたい！  
月1回の職員研修で、みんなで集まって視聴しています。
  - 動画は、特定事業所加算などの個別研修でも大活躍です。
  - 研修資料や企画を一から作ることが難しかったので助かっています！
  - 事前学習動画+対面研修の組み合わせは、非常に効果的で効率的です！
  - (法定研修) 深掘りもされていて、新人からベテランまで、  
全職員に聞かせたい内容だと思った。1コマが30分というのも受講しやすいと思った。
  - (法定研修) これで運営指導対策について1つ安心できた。

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

112

# 天晴れ介護サービス式 法定研修シリーズ

こんな悩み、  
ありませんでしょうか？



「研修をやっても、職員のモチベーションが上がらない……」  
「準備が大変な割に効果がない、効果が感じられない……」  
「実は、そもそも実施できていない……」

法定研修シリーズ【動画+資料+テスト】全35コマ(計18時間/1コマ約30分)

## ▷「虐待・不適切ケア防止」前編 中編 後編

虐待の現状と定義/虐待と不適切ケア/不適切ケアが生む悪循環/不適切な言葉遣いとは/不適切ケア防止年間計画/運営指導マニュアルより/事例① あだ名、タメ口/事例② 無理矢理入浴介助/事例③ トイレの扉を開けたまま介助/介護保険法より/尊厳とは何か?/介護(対人援助)の仕事とは/感情労働とは何か?/ケアする人のケア/虐待を発見したら

## ▷「身体拘束防止」前編 中編 後編

身体拘束とは何か/身体拘束をする理由とは/身体拘束はなぜ行っていないか?/身体拘束をすることの悪循環/必要とされる記録について/イスからのずり落ちについて/プロとしての対応とは?/身体拘束廃止委員会年間予定/見守りセンサーについて/リスクマネジメントについて/認知症の専門的ケア 6つの方法/ケアマネジメントのプロセス/生活歴・生活習慣の把握と活用

## ▷「自立支援・介護予防」

介護保険法より/ADLについて/自立支援とは?/自立とは?/科学的介護/基本チェックリストから学ぶ/リハビリ・機能訓練・栄養・口腔/認知症予防について/基本チェックリストから学ぶ

## ▷「リスクマネジメント」

過失について/事故報告書について/事故の分析(転倒)/原因を深掘りする/ヒヤリハット報告の重要性/予測と準備/利用のしおりの作成/

## ▷「医療連携」

医療知識について/高齢者の病気の特徴/観察の重要性/バイタルサインの測定と注意/病気ごとの観察ポイント/服薬介助について

## ▷「緊急時対応」

緊急時対応/報告と緊急性の目安/救急車の要請/予測と準備

## ▷「接遇・マナー」前編 中編 後編

接遇・マナーとは何か?/不適切ケアとは?/不適切な言葉遣い/信頼を得るために/挨拶/言葉遣い/身なり/表情・態度/ご自宅訪問時/敬語について/報告・連絡・相談/聞き方について/お詫びする時/信頼を得るために/感情労働とは何か?/敬語について/報連相のポイント/成果の上がるチームのコミュニケーションとは/会議編/面談編/研修編/

## ▷「認知症ケアの基礎知識」前編 中編 後編

認知症の基礎知識/認知症の診断基準(DSM-Vより)/認知症の症状とは?/早期発見の目安/認知症の原因とは?/中核症状(記憶障害・見当識障害・判断力障害・実行機能障害)/実際の利用者さんを思い浮かべてみる/中核症状(失行・失認・失語)/中核症状とBPSDの関係/家族介護者への調査報告より/不適切ケアが生む悪循環/早期発見と介護サービスの意義

## ▷「認知症ケアのアセスメント、疾患別ケア」前編 中編 後編

認知症の専門的ケア 6つの方法/① 中核症状へのケア/② 適度な活動や運動/③ 体調・リスク管理/④ 会話の機会を持つ/⑤ 趣味や楽しみの活動/⑥ 役割・日課を持つ/アルツハイマー型認知症の症状とケア/血管性認知症の症状とケア/レビー小体型認知症の症状とケア/前頭側頭型認知症の症状とケア/認知症ケア 8つのアセスメント/

## ▷「認知症ケアBPSD編(拒否、リスクについて)」前編 中編 後編

中核症状とBPSDの関係/拒否という言葉について/ケアを拒否する/入浴ケアを拒否する/排泄ケアを拒否する/オムツを外す/口腔ケアを拒否する/サービス利用を拒否する/徘徊する/帰宅願望がある/暴力がある/怒りだすことが多くなった/異食がある/火気の管理ができない/火気の不始末について/ものを盗む/利用者や家族の気持ち/ケアに当たる職員の姿勢

## ▷「倫理・法令遵守」

倫理とは?/介護という仕事とは/コンプライアンスとは?/法令に基づいたサービス提供/介護保険制度/倫理的配慮と問題解決の原則

## ▷「介護保険の基礎」

介護が必要になった原因/相談窓口/要介護認定の申請/要介護認定の手続き/要支援・要介護について/介護保険サービス/ケアマネジャーの仕事/介護保険サービスの利用料/低所得者対策/介護保険財政

## ▷「個人情報・プライバシー保護」

介護事業所における個人情報について/個人情報の取得/個人情報の利用/個人情報の管理/プライバシーについて/

## ▷「記録」

記録が重要視される理由/記録の基本チェックリスト/記録の書き方の公式/食事ケアの視点と記載例/ケア内容ごとの視点/記録の活用法

## ▷「ターミナルケア」

ターミナルケアについて/在宅生活のニーズ/チームケア(各職種の役割)/ACP「人生会議」について/看取りの経過/看取りの体制構築

## ▷「褥瘡」

褥瘡(床ずれ)の原因/褥瘡(床ずれ)の好発部位/褥瘡(床ずれ)のステージ/褥瘡(床ずれ)の予防と対策

## ▷「精神的ケア」

ストレスとは?/セルフケア(うつ予防・ストレスとの付き合い方)

## ▷「感染症対策」

感染症とは/介護現場における感染症対策/スタンダード・プリコーション/手洗い/アルコール手指消毒/手袋/マスク/早期発見と日常のケア/嘔吐物の処理/様々な感染症/食中毒予防の具体策

## ▷「災害対策」

介護事業所と災害対策/火災(事前準備・発生時の被害軽減策)/地震(事前準備・発生時の被害軽減策)/災害発生後の業務継続/

## ▷「BCP」

BCPとは何か/自然災害・新型コロナウイルス感染症/想定される影響/業務継続の困難性と工夫/必需品の備蓄/優先業務とは/職員の参集基準/

## ▷「家族支援」

独居・老々介護/家族についての考え方/家族の気持ちを知る/家族との関係づくり/家族支援/家族の役割とは

## ▷「地域連携」

地域との連携を考える/生活歴・生活習慣の把握/事業所にとっての地域/利用者にとっての地域/広報活動/様々な工夫

## ▷「苦情」

苦情の考え方/一般的な対応方法/記録

## 法定研修シリーズ 特典のご案内!

特典

1

### 新人研修6時間パック!

多くの法人で導入頂いています!

【基礎編】

2時間



新人研修【各論編】

4時間

1. 介護の仕事が必要な背景
2. 利用者の立場になる ～尊厳と自立支援～
3. 介護職の役割と介護保険制度を学ぶ
4. 不適切ケアから学ぶ接遇・マナー
5. 虐待・身体拘束防止、個人情報・プライバシー
6. チームケアの必要性
7. 法令に基づくサービス提供
8. おわりに

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1. 食事のケア      | 14. コミュニケーション |
| 2. 睡眠のケア      | 15. 見守り介助     |
| 3. 排泄のケア      | 16. 余暇活動      |
| 4. 入浴のケア      | 17. 役割、仕事     |
| 5. 介護職の基本姿勢   | 18. 家族        |
| 6. 姿勢、移動      | 19. 制度        |
| 7. 様々な生活行為    | 20. 記録        |
| 8. 福祉用具、環境整備  | 21. リスクマネジメント |
| 9. 感染症予防      | 22. ターミナルケア   |
| 10. 病気・医療     | 23. 介護サービスとは? |
| 11. リハビリテーション | 24. チーム       |
| 12. 緊急時対応     | 25. まとめ       |
| 13. 認知症       |               |

特典

2

### 厳選動画&資料

人気

- 介護職員のための社会人としての基礎知識講座  
～新人からリーダーまで、改めて見直したい基本～

- 生産性向上について  
～全体像を把握して抵抗感を減らす～

- ケアマネジメントを学び直す必要性について  
～介護報酬改定内容、自立支援、尊厳の保持を中心に～

- 毎月のマンスリージャーナル(非売品)  
「月刊介護ニュースダイジェスト」

人気

- 新人職員の受け入れ方 ●動画教材の活用法

- 法定研修の定義とは、  
(特養、老健、通所リハ、通所介護、訪問看護、訪問介護、居宅介護支援)

人気

- 介護技術マニュアル(非売品)  
チェックリスト60+動画43本(3時間)!

- 管理職の仕事とは  
～心構えと身につけるべきスキル～

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

115

## 制度改正 速報&解説セミナー動画

好評開催中!アーカイブ動画もあります!必見です!!!

今だけ **無料** 第9年度介護保険制度改正・報酬改定 **速報&解説セミナーのご案内**

厚労省の資料を読むのが苦手... 分量が膨大すぎて追いつけない...

そんな方におすすめです!!!

セミナー動画を見てから資料を読むと、格段に読みやすくなります!  
是非ご活用下さいませ。また、職場の研修等でもお役立て下さいませ。



### 参加者さんから頂いたご感想です

- 自分で資料を読むのは辛いので、毎回、**要点を整理して分かりやすく解説**してくれて本当に助かります!  
(女性、40代、管理者)
- 今回の改定は、本セミナーをずっと受けているので流れがよく分かり、**いつもより不安が少ない**です。  
(女性、40代、経営者)
- 経営や現場のこともよく分かっている講師の解説なので、**事業計画や現場の実践に役立つ内容が多い**です。  
(男性、50代、本部)
- 大変勉強になりました。**無料ではもったいない**くらいです。  
(男性、60代、経営者)
- ものすごく整理できました**。ありがとうございます。  
(50代、男性、経営者)
- こうして見ると、このライブは**業務の振り返り**でもあるので**毎回勉強になります**。引き続き追っかけていきたいと思えます。(30代、男性、介護職員)

### ■以下3本必見です!

- ・介護保険部会まとめ
- ・補助金&処遇改善加算
- ・職場環境等要件詳細

### ■さらに!

ご登録頂いた方には  
「運営指導対策セミナー  
動画(通常有料)  
プレゼント中!

116

# こちら是非ご覧くださいませ！

天晴れ介護サービス公式LINEに登録して  
「お得情報」と「特典動画」「限定セミナー」を  
手に入れる！

特典動画は「経営から現場まで！  
介護事業の永続的な成功を実現する3つの取り組み」  
「毎月の介護NEWSダイジェスト」もプレゼント！

天晴れ介護サービスYouTubeチャンネルに  
登録して「無料動画」で楽しく学習する！

約900本の動画+数分のショート動画もあります！  
気軽に学ぶには最適です！  
朝LIVEはYouTubeからでもご覧頂けます（^^）

神原のfacebookを見て  
毎朝5:55のLIVE配信（アーカイブあり）を  
視聴する！

朝LIVEに加えて、毎日何らかの情報を発信中です！  
「ブログ」とともに、日々のモチベーション維持に  
お役立て下さいませ

天晴れ介護サービス公式メルマガに登録して  
「最新情報」と「特典動画」を手に入れる！

毎週4,000字の情報+特典動画！  
特典動画は、毎月「通常は有料」で配信している動画を  
期間限定で配信しています（^^）



Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

117

# 2時間で速習！法定研修&介護職の基本見直し

ご清聴ありがとうございました！



天晴れ介護サービス総合教育研究所

榊原 宏昌

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

118